

(証券コード 3945)
2020年6月8日

株 主 各 位

東京都豊島区西池袋五丁目18番11号

bpd スーパーマーケット株式会社

取締役社長 福田 晴明

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場を見合わせていただき、書面による議決権の行使を強く推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 埼玉県所沢市若狭一丁目2602番地
当社 所沢工場 食堂
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第83期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件

2. 第83期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.superbag.co.jp>

第83回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応につきまして、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

【株主様へのお願い】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年は健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせていただき、可能な限り**郵送による議決権の事前行使**をお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方、体調がすぐれない方におかれましては、株主総会へのご来場をお控えいただくことを強くお勧めいたします。
- 本年はお土産の配布を取りやめさせていただきます。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ご来場される株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒液のご使用にご協力をお願い申し上げます。
- 会場入口において検温にご協力いただき、発熱が認められた方及び体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- 当社役員及び運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- 受付時は間隔を空けて整列入場にご協力お願いいたします。
- 株主総会の議事は、例年より時間短縮する方法を検討しております。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、今後の設備投資及び成長戦略の強化を図るために必要な内部留保を確保しつつ、長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

第83期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を考慮いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は91,714,560円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもちまして任期が満了いたしますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|--|--|
| 1 | <p>ふく だ はる あき 福田 晴 明 (1950年11月23日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 43,172株</p> <p>再任</p> | <p>1979年8月 当社入社 2003年4月 当社開発部長 2008年6月 当社取締役開発部長 2010年6月 当社常務取締役購買物流本部長兼開発部長 2011年4月 当社常務取締役購買物流本部長 2012年4月 当社常務取締役物流本部長 2014年6月 当社代表取締役社長兼物流本部長 2015年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2016年4月 当社代表取締役社長 2016年5月 当社代表取締役社長執行役員 2019年10月 当社代表取締役社長執行役員営業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 台湾超級包装材料股份有限公司董事長 株式会社中土製袋所代表取締役社長 上海世霸包装材料有限公司董事長</p> |
| | <p>取締役候補者とした理由 福田晴明氏は、入社以来、海外での勤務をはじめ当社における様々な部門の長を歴任しており、また、当社及び国内外グループ会社での経営者としての豊富な経験と実績を有しております。当社グループの事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | |
| 2 | <p>やな い しゅんいちろう 柳 井 俊 一 郎 (1954年8月14日生)</p> <p><所有する当社の株式> 1,000株</p> <p>再任</p> | <p>1978年4月 株式会社日本興業銀行入行 2008年4月 当社顧問 2008年6月 当社常務取締役管理本部長 2014年6月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長 2016年5月 当社取締役常務執行役員 管理本部長兼総務部長 2017年6月 当社取締役専務執行役員 管理本部長兼総務部長（現任）</p> |
| | <p>取締役候補者とした理由 柳井俊一郎氏は、長年にわたり金融業務に携わり、当社においては総務部門をはじめ管理部門の長としての幅広い経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|--|---|--|
| 3 | いい み つとむ 飯 見 勉 (1953年9月8日生) <所有する当社の株式数> 800株 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1976年4月 当社入社 2000年4月 当社購買部次長 2003年7月 当社購買部長 2009年6月 当社取締役購買部長 2012年4月 当社取締役購買本部長兼購買部長 2016年5月 当社取締役執行役員 購買本部長兼購買部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員 購買本部長兼購買部長 2018年4月 当社取締役常務執行役員 調達本部長 (現任) |
| 取締役候補者とした理由 飯見 勉氏は、調達部門の責任者としての豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | |
| 4 | おお やま とおる 大 山 亨 (1960年5月17日生) <所有する当社の株式数> 200株 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1983年4月 当社入社 2006年4月 当社第二営業部副部長 2008年4月 当社第四営業部長 2012年6月 当社取締役第四営業部長 2015年4月 当社取締役営業本副本部長 2016年4月 当社取締役営業本部長 2016年5月 当社取締役執行役員営業本部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 2019年10月 当社取締役常務執行役員営業本副本部長 2020年4月 当社取締役常務執行役員 営業本副本部長兼店所担当部長 (現任) |
| 取締役候補者とした理由 大山 亨氏は、営業部門の責任者としての豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | |
| 5 | よし だ せい いち 吉 田 精 一 (1953年7月9日生) <所有する当社の株式数> 400株 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1974年1月 当社入社 2000年4月 当社経理部次長 2004年4月 当社経理部長 2009年6月 当社取締役経理部長 2016年5月 当社取締役執行役員 経理部長 (現任) |
| 取締役候補者とした理由 吉田精一氏は、経理部門の責任者としての豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 6 | ふく だ ひで のり 福田 英 範 (1947年 7 月 3 日生) <所有する当社の株式数> 10,472株 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1970年 4 月 大日本印刷株式会社入社 1996年12月 大日本製本株式会社代表取締役社長 2009年10月 DICグラフィックス株式会社取締役常務執行役員 2014年 4 月 当社顧問 2014年 6 月 当社取締役社長補佐 2016年 5 月 当社取締役社長補佐執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長 |
| 取締役候補者とした理由 福田英範氏は、企業経営者としての豊富な経験と実績があり、さらに当社及びグループ会社 においての経験と実績を重ねてきております。当社グループの成長と企業業績向上に向けた 戦略の実現を図るため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | |
| 7 | あさ の よし てる 浅野 善 照 (1962年 9 月12日生) <所有する当社の株式数> 200株 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1986年 5 月 当社入社 2001年 4 月 当社郡山営業所長 2005年 7 月 当社札幌営業所長兼仙台営業所長 2011年 4 月 当社第一営業部長 2016年 5 月 当社執行役員第一営業部長 2017年 4 月 当社執行役員量販店第一営業部長 2017年 6 月 当社取締役執行役員量販店第一営業部長 2018年 4 月 当社取締役執行役員量販店第二営業部長 2019年 4 月 当社取締役執行役員 営業本部副部長兼営業管理部長 (現任) |
| 取締役候補者とした理由 浅野善照氏は、入社以来長年にわたり営業部門の責任者としての豊富な経験と実績を有して いることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | |
| 8 | もと はし ひで あき 本 橋 秀 明 (1960年 6 月10日生) <所有する当社の株式数> 一株 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1991年 8 月 当社入社 1995年 4 月 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 2010年 3 月 上海世霸包装材料股份有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 2016年 5 月 当社執行役員 上海世霸包装材料股份有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 2017年 6 月 当社取締役執行役員 上海世霸包装材料股份有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 (現任) (重要な兼職の状況) 上海世霸包装材料股份有限公司出向総経理 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 |
| 取締役候補者とした理由 本橋秀明氏は、入社以来長年にわたり国外グループ会社での経営者としての豊富な経験と実 績を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|--|---|
| | ふる かわ はじめ 古 川 肇 (1956年3月12日生) <所有する当社の株式数> 500株 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 | 1978年9月 西崎高正税理士事務所入所 1981年6月 東京税理士会入会、税理士登録 1994年1月 西崎高正税理士事務所継承 古川肇税理士事務所開設（現任） 1995年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役（現任） |
| 9 | 社外取締役候補者とした理由 古川 肇氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務及び会計に関する専門的な知識・経験を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 (注)1. 古川 肇氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。 2. 古川 肇氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。また、同氏は過去に当社の監査役でありました。 3. 当社は古川 肇氏との間において、期待された役割を充分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。 ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。 | |

(注)各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役毛塚和男、村岡公一の両氏は本総会終結の時をもちまして任期が満了いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に關しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 |
|-------|---|---|
| 1 | け つか かず お 毛塚和男 (1951年3月26日生) <所有する当社の株式数> 200株 [再任] | 1973年8月 当社入社 1999年4月 当社企画管理部次長 2003年4月 当社企画管理部長 2016年4月 当社経営統括部主査 2016年6月 当社常勤監査役(現任) |
| | 監査役候補者とした理由 毛塚和男氏は、企画管理部門の責任者としての豊富な経験と実績を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。 (注)当社は毛塚和男氏との間において、期待された役割を充分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。 ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。 ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。 | |
| 2 | むら おか こう いち 村岡公一 (1950年6月18日生) <所有する当社の株式数> 一株 [再任] [社外] [独立] | 1982年1月 村岡運輸株式会社入社 1984年4月 同社専務取締役 1986年9月 同社代表取締役社長(現任) 1987年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職先の状況) 村岡運輸株式会社代表取締役社長 |
| | 社外監査役候補者とした理由 村岡公一氏は、村岡運輸株式会社の代表取締役社長であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。 (注)1. 村岡公一氏は、社外監査役の候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。 2. 村岡公一氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって33年であります。 3. 当社は村岡公一氏との間において、期待された役割を充分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。 ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。 | |

(注)両監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である東陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人として史彩監査法人の選任をお願いするものであります。

監査役会は、現会計監査人の監査継続年数が長期にわたっていることから、他の監査法人と比較検討を行ってまいりました。

監査役会が史彩監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制を有しており、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えていること、また監査報酬が妥当であると判断したためであります。

会計監査人候補者の概要は次のとおりであります。

| | | |
|--------|---|---|
| 名称 | 史彩監査法人 | |
| 事務所所在地 | 東京都品川区西五反田一丁目27番6号 市原ビル5階 | |
| 沿革 | 2017年3月 設立 2018年7月 所在地を足立区伊興から品川区西五反田へ移転 | |
| 概要 | 資本金 | 250万円 |
| | 構成人員 | 代表社員（公認会計士） 2名 社員（公認会計士） 3名 職員（嘱託含む） 8名 合計 13名 |
| | 被監査会社数 | 10社 |

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもちまして任期満了により退任されます取締役平野哲男氏に対し、その在任中の労に報いるため退職慰労金を、当社所定の基準に基づき、相当額の範囲内で贈呈いたしたく存じます。贈呈する具体的な金額、時期及び方法は取締役会にご一任願いたく存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名 | 略 歴 |
|--------|--|
| ひらの 哲男 | 2005年6月 当社取締役 2014年6月 当社常務取締役 2016年5月 当社取締役常務執行役員 2017年6月 当社取締役専務執行役員（現任） |

以 上

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか緩やかな回復基調が続いたものの、通商問題を巡る動向や中国経済の先行きに加え、足下では新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を背景に経済活動が抑制される動きもあり、先行きの不透明感は一段と高まったまま推移いたしました。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、原油及び為替の相場は期末に大きく変動しましたが、期中は比較的安定的に推移したこともあり、化成品原材料価格の安定要因となりました。ただし、消費税率引き上げの影響等による個人消費の節約志向は依然として根強く、各セグメントにおいて売上が伸び悩み、加えて物流コストの上昇等による影響もあり、厳しい状況で推移いたしました。

また昨今、海洋プラスチック等による汚染問題が世界的課題として注目されるなか、わが国では2019年5月31日に政府として『プラスチック資源循環戦略』の策定がなされました。その取り組みの一環として、経済産業省産業構造審議会・環境省中央環境審議会合同会議において審議が重ねられ、2019年12月27日に容器包装リサイクル法の関係省令が改正（施行は2020年7月1日から）されるとともに、制度の円滑な実施に向けて『プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン』が整備され、バイオマス素材の重量がレジ袋の重量の25%以上を占めるものなど、一定の環境性能が認められる製品については有料化の対象外となることが公表されました。

このような環境のもと、当社グループは『営業/調達の改革』を基本方針に、安定した収益を確保すべく、営業部門においては「売上の確保・拡大」「取引採算の向上」、調達部門においては「調達原価の低減」、生産部門においては「生産の効率化」、また物流部門をはじめとする全部門において「経費削減」等を重点課題とし、引き続き重要な開拓と徹底したコスト削減に取り組み、業績回復に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は31,895百万円（前年同期比3.3%減）、営業利益477百万円（前年同期は営業損失206百万円）、経常利益476百万円（前年同期は経常損失164百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益351百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失933百万円）となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

なお、各セグメントのセグメント損益（営業損益）は、各セグメントに配分していない全社費用741百万円を配分する前の金額であります。

（セグメント別売上高及び受注高）

| セグメント区分 | 売上高（百万円） | 前年同期比（%） | 受注高（百万円） | 前年同期比（%） |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 紙製品事業 | 12,950 | 97.4 | 12,974 | 97.5 |
| 化成品事業 | 12,297 | 94.1 | 12,148 | 92.3 |
| その他事業 | 6,647 | 100.1 | 6,507 | 97.6 |
| 合計 | 31,895 | 96.7 | 31,629 | 95.4 |

（紙製品事業）

紙製品事業につきましては、主力の手提袋、角底袋、平袋、紙器の販売金額減少などにより、売上高は前年同期に比べ339百万円減少して12,950百万円となりました。セグメント利益（営業利益）は生産金額は減少したものの、生産効率の向上やコスト削減に努め生産利益が増加、また仕入品の利益率改善や販売価格修正の進捗により粗利益額が増加し、加えて物流コスト増加を経費削減で補い販売管理費が減少したことから、前年同期に比べ164百万円増加して484百万円となりました。

（化成品事業）

化成品事業につきましては、主力のレジ袋、ポリ手提袋、おむつ用製品の販売数量・金額減少などにより、売上高は前年同期に比べ766百万円減少して12,297百万円となりました。セグメント利益（営業利益）は原材料価格低下等により生産利益が増加、また仕入品の価格低下により粗利益額が増加し、加えて販売管理費が減少したことから、前年同期に比べ475百万円増加して667百万円となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、S・V・S（スーパーバッグ・ベンダー・システム）を主たる事業として展開しておりますが、主な得意先である流通業界における経費削減の流れは継続しているものの、様々なニーズへの対応などから、売上高は前年同期に比べ6百万円増加して6,647百万円となりました。品目ごとの販売構成では、レジ用紙、販売用品、S V S 商品が増加する一方で、包装用品、事務用品、梱包用品が減少しております。セグメント損益（営業損益）は粗利益額の増加により、前年同期に比べ69百万円増加して67百万円の利益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は204百万円であり、その主なものは、生産設備の増設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債及び新株式の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により極めて厳しい状況が続くことが見込まれます。内外経済をさらに下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響が懸念されており、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

また、2020年7月1日にはプラスチック製買物袋有料化の実施が予定されており、当社グループ及び当業界に影響を与えることが予想されます。かかる状況を踏まえ、紙袋の需要増加に備えるとともに、バイオマス配合レジ袋をきちんとした品質管理のもとに安定供給できる体制整備にグループを挙げて取り組んでまいりました。また、素材・原料メーカーとの新素材開発も進めております。

なお目下、感染症拡大の影響による外出自粛要請などにより、主要顧客である百貨店をはじめとする小売業界向けの需要が大幅に縮小しております。

今年度は『営業／調達改革の3ヵ年』と位置づけた中期経営計画の最終年度にあたりますが、上述の状況から当社グループを取り巻く経営環境は大きく変容することが予想されます。

中期経営計画における基本方針である

- ①営業、調達、生産、物流各部門の協働による収益力の強化
- ②全部門原価意識と市場・需要に応じた販売価格の徹底
- ③グループ一体経営の加速
- ④人の育成と活性化、開発力の強化、更なる品質向上へのチャレンジ

を重点に企業体質の変革を推進するとともに、感染症の収束、脱プラスチックの進展など今後の経営環境を展望し、新たな戦略としてEC市場など国内成長分野の捕捉や、地球環境を考えた素材・包装製品の追求などにも取り組んでまいります。

株主各位におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第 80 期 2016 年度 | 第 81 期 2017 年度 | 第 82 期 2018 年度 | 第 83 期 2019 年度 (当連結会計年度) |
|--|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 | 33,495 ^{百万円} | 33,082 ^{百万円} | 32,995 ^{百万円} | 31,895 ^{百万円} |
| 経常利益又は経常損失 (△) | 800 ^{百万円} | 350 ^{百万円} | △164 ^{百万円} | 476 ^{百万円} |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) | 543 ^{百万円} | 209 ^{百万円} | △933 ^{百万円} | 351 ^{百万円} |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) | 355 ^円 21 ^銭 | 137 ^円 02 ^銭 | △610 ^円 53 ^銭 | 229 ^円 73 ^銭 |
| 総 資 産 額 | 17,907 ^{百万円} | 17,749 ^{百万円} | 17,139 ^{百万円} | 16,288 ^{百万円} |
| 純 資 産 額 | 4,224 ^{百万円} | 4,514 ^{百万円} | 3,270 ^{百万円} | 3,256 ^{百万円} |
| 1株当たり純資産額 | 2,674 ^円 68 ^銭 | 2,853 ^円 12 ^銭 | 2,049 ^円 30 ^銭 | 2,029 ^円 08 ^銭 |

(注)1. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第80期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第82期の期首から適用しており、第81期の総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|----------------|----------|----------|-------------------------------------|
| 株式会社中土製袋所 | 45百万円 | 90.8% | ポリ袋の製造を委託しております。 |
| 北海道スーパーバッグ株式会社 | 60百万円 | 100.0% | 紙袋の製造を委託しております。 |
| 上海世霸包装材料有限公司 | 660万米ドル | 85.0% | ポリ袋の製造を委託しております。 |
| 台湾超級包装材料股份有限公司 | 600万台湾ドル | 89.8% | 台湾国内にて、紙袋等の販売を行っております。 |
| 上海世霸商貿有限公司 | 50万人民币元 | (100.0%) | 中国国内にて、紙袋、ポリ袋、用度品、消耗資材等の販売を行っております。 |

(注)当社の議決権比率の()は、間接所有分内数であります。

(7) 主要な事業内容

| セグメント区分 | 主要な製品 | 売上高構成比 |
|---------|--------------------|--------|
| 紙製品事業 | 紙袋、紙器、包装紙、ラミネート加工紙 | 40.6% |
| 化成品事業 | ポリ袋、ゴミ袋 | 38.6% |
| その他事業 | ギフト用品、文具・事務用品、販促品 | 20.8% |

(8) 主要な事業所及び工場

①当社

本社 東京都豊島区
 支店 大阪、福岡
 営業所 札幌、仙台、郡山、松本、名古屋、広島
 工場 所沢、鶴ヶ島

②子会社

国内 (株)中土製袋所(富山市)、北海道スーパーバッグ(株)(三笠市)
 海外 上海世霸包装材料有限公司(中国)、上海世霸商貿有限公司(中国)、台湾超級包装材料股份有限公司(台湾)

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 718名 [62名] | 7名減 [4名減] |

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

②当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 441名 [60名] | 7名減 [4名減] | 37.5歳 | 15.7年 |

(注)1. 従業員数は当社から他社への出向者を除いた就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入金残高 |
|--------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,796百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,412 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 303 |
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 244 |
| 農林中央金庫 | 200 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 38 |
| 空知信用金庫 | 29 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,763,000株
(2) 発行済株式の総数 1,686,154株（自己株式157,578株を含む。）
(3) 当事業年度末の株主数 1,641名
(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--------------------------------|-----------|---------|
| 福 田 産 業 株 式 会 社 | 446,797 株 | 29.23 % |
| 王 子 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 | 68,395 | 4.47 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 59,022 | 3.86 |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 58,497 | 3.83 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 50,636 | 3.31 |
| ザ ・ パ ッ ク 株 式 会 社 | 50,600 | 3.31 |
| 福 田 晴 明 | 43,172 | 2.82 |
| 今 年 明 | 39,400 | 2.58 |
| 福 田 多 恵 子 | 36,711 | 2.40 |
| 損 害 保 険 ジャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社 | 28,500 | 1.86 |

- (注)1. 当社は、自己株式を157,578株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|-----------|---|
| 代表取締役社長 | 福 田 晴 明 | 営業本部長 台湾超級包装材料股份有限公司董事長 株式会社中土製袋所代表取締役社長 上海世霸包装材料有限公司董事長 |
| 取 締 役 | 柳 井 俊 一 郎 | 管理本部長兼総務部長 |
| 取 締 役 | 平 野 哲 男 | 物流本部長、生産本部管掌 |
| 取 締 役 | 飯 見 勉 | 調達本部長 |
| 取 締 役 | 大 山 亨 | 営業本部副本部長 |
| 取 締 役 | 吉 田 精 一 | 経理部長 |
| 取 締 役 | 福 田 英 範 | 社長補佐 北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 浅 野 善 照 | 営業本部副本部長兼営業管理部長 |
| 取 締 役 | 本 橋 秀 明 | 上海世霸包装材料有限公司出向総経理 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 |
| 取 締 役 | 古 川 肇 | 税理士 |
| 常 勤 監 査 役 | 毛 塚 和 男 | |
| 監 査 役 | 村 岡 公 一 | 村岡運輸株式会社代表取締役社長 |
| 監 査 役 | 米 林 和 吉 | 弁護士 |

- (注)1. 上記取締役のうち、古川 肇氏は、社外取締役であります。
2. 上記監査役のうち、村岡公一及び米林和吉の各氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役毛塚和男氏は、長年にわたり経理・企画管理部門の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。
4. 当社は取締役古川 肇氏、監査役村岡公一及び米林和吉の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

| 氏 名 | 異動前 | 異動後 | 異動年月日 |
|------|----------|---------------------|-----------|
| 大山 亨 | 営業本部副本部長 | 営業本部副本部長 兼店所担当部長 | 2020年4月1日 |

(ご参考) 当社は、当社グループを取り巻く環境の変化に適切かつ迅速に対応できるよう、執行役員制度を導入しております。2020年4月1日現在の執行役員体制は次のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 地 位 | 氏 名 |
|-------------|-------------|---------|---------|
| 代表取締役社長執行役員 | 福 田 晴 明 ※ | 執 行 役 員 | 川 名 明 夫 |
| 取締役専務執行役員 | 柳 井 俊 一 郎 ※ | 執 行 役 員 | 佐 野 町 勲 |
| 取締役専務執行役員 | 平 野 哲 男 ※ | 執 行 役 員 | 田 中 栄 一 |
| 取締役常務執行役員 | 飯 見 勉 ※ | 執 行 役 員 | 元 木 歩 |
| 取締役常務執行役員 | 大 山 亨 ※ | 執 行 役 員 | 上 脇 伸 吾 |
| 取締役執行役員 | 吉 田 精 一 ※ | 執 行 役 員 | 福 田 昌 之 |
| 取締役社長補佐執行役員 | 福 田 英 範 ※ | 執 行 役 員 | 飛 田 修 吾 |
| 取締役執行役員 | 浅 野 善 照 ※ | 執 行 役 員 | 手 塚 浩 彦 |
| 取締役執行役員 | 本 橋 秀 明 ※ | | |

(注)※は、取締役を兼任いたします。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役古川 肇氏、監査役毛塚和男、村岡公一及び米林和吉の各氏との間において、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が任務を怠ったこと
によって当社に損害賠償の責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任
限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるもの
を除く。）及び監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重
大な過失がないときに限るものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支 給 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------|---------------|--------------------|
| 取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役) | 10 名 (1 名) | 121 百万円 (3 百万円) |
| 監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役) | 3 名 (2 名) | 15 百万円 (4 百万円) |
| 合 計 | 13 名 | 137 百万円 |

- (注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記報酬等の額には、当事業年度に費用処理した役員退職慰労引当金の額13百万円（取締役12百万円、監査役0百万円）が含まれております。
 3. 取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第52回定時株主総会において、月額2,000万円以内と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、1982年6月29日開催の第45回定時株主総会において、月額200万円以内と決議いただいております。
 5. 企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき、個別開示が必要となる連結報酬等の額が1億円以上である会社役員は、当期につきましては該当がありません。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役村岡公一氏は村岡運輸株式会社の子会社の代表取締役社長を兼職しております。

なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|---------|---|
| 取 締 役 | 古 川 肇 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、税理士としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。未出席の取締役会については役員会資料等閲覧の上、必要の発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 村 岡 公 一 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち12回に出席するとともに、当事業年度開催の監査役会14回のうち12回に出席し、企業経営者としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。未出席の取締役会及び監査役会については役員会資料等閲覧の上、必要の発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 米 林 和 吉 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席するとともに、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、弁護士としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要の発言を行っております。未出席の取締役会及び監査役会については役員会資料等閲覧の上、必要の発言を適宜行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|--------------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 21百万円 |
| ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額 | 21百万円 |

- (注)1. 当社監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月20日に開催した取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針について次のとおり決議しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制を整備するために、取締役会規則その他関連規則を制定し、取締役ならびに従業員が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、実効性ある内部統制システムの構築に努める。

ロ. 監査役は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、不正の発見・防止およびその是正を行う。

ハ. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、社会的信頼の維持および業務の公正性を確保するため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。また、コンプライアンスを推進するために、「スーパーバッグ株式会社 行動憲章」を制定し、これを遵守するとともに、従業員が法令および定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を設置する。

ニ. 反社会的勢力および団体の不当要求に屈することなく、毅然とした態度で臨む旨を「スーパーバッグ株式会社 行動憲章」に定め、これを遵守するとともに、警察当局や特殊暴力対策連合会などの外部機関との情報交換や各種研修会への参加により信頼関係の構築および連携に努め、反社会的勢力排除のための整備強化を推進する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 取締役会審議の議事録を作成して保存、管理し、重要な職務の執行についての決裁に関わる情報は、検索性の高い状態で保存、管理する。取締役および監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとする。

ロ. 情報の管理については、「情報セキュリティー基本方針」を制定し、情報資産の保存、管理を徹底する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社の業務執行に関わるリスクについては、発生頻度、大きさを分析、評価し、その把握と管理のための体制を構築する。

- ロ. リスクの防止および損失の最小化を図るために「リスク管理規程」を制定し、リスク管理体制を明確化する。
- ハ. 緊急事態が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、直ちに対策本部を設置し、迅速かつ組織的な対応を行い、被害対策と被害の拡大防止に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- ロ. 経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役および各本部長等によって構成される本部長会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ハ. 「組織および職務分掌規程」および「職務権限規程」を制定し、取締役の職務分掌、権限を明確にし、取締役の効率的かつ適正な職務執行を確保する。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社に対し、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、営業成績、財務状況その他の重要事項および発生した重要な事象について、当社の担当部門へ定期的な報告を求め、各担当部門長はこれを整理し、当社内必要機関に報告する。また、本部長会においてグループ会社に対するヒヤリングを半期ごとに実施し、それぞれの取締役に對し重要事項の報告を義務付ける。
- ロ. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
グループ会社に対しては、「リスク管理規程」に準拠したリスク管理を求めるとともに、当社においては「関係会社管理規程」にグループ会社の重大なクレーム・その他事故の発生等・品質に関する事項について担当部門を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は「関係会社管理規程」にグループ会社の業務執行に関する事項についての担当部署を規定しており、担当部門長は担当する業務の遂行および改善についてグループ会社に対する指導指針を策定し、必要に応じて本部長会の承認を得て、随時指示を与え指導する。

ニ、子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ会社は法令等に違反またはその懸念が生じた場合、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告する。
- ・グループ会社の監査役は常にグループ会社の業務が適正に執行されているかにつき監査を実施し、当社監査役は、必要な範囲で関係会社に対し事業の経過の概要につき報告を求めることができる。また、グループ会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき、当社監査部門により実施する。
- ・当社は、当社グループの取締役に対し、適宜法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ、監査役は、必要に応じて、内部監査室に監査補助者の設置など監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、内部監査室は、その結果を監査役に報告する。
- ロ、監査役より監査業務補助の指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ハ、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑦取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ、当社および当社グループの取締役および使用人は法令・定款違反などの事実を発見した場合の他、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に速やかに報告する。また、報告者に対し不正な目的で通報を行った場合を除き、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- ロ、監査役は、取締役会の他、当社グループの重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき、随時閲覧できるものとし、必要な場合には取締役および使用人から説明を求める。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職

務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ。監査役は、定期的に代表取締役をはじめとする執行部門との会合をもち、経営上の課題、監査上の課題等について、意見交換を行う。

ロ。監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査室からも監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書の提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、財務報告の信頼性と適正性を確保する内部統制体制の整備および運用を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及びグループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、研修での教育及び全社会議での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は従業員が法令及び定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を設置しております。

グループ会社に対しては、法令等に違反又はその懸念が生じた場合は、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告することとしており、当社グループのコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③リスク管理体制

本部長会において、各部署及びグループ各社へのヒヤリングを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、2007年6月28日開催の第70回定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第46条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

また、当社は株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、今後の設備投資及び成長戦略の強化を図るために必要な内部留保を確保しつつ、長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については、四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 10,934 | 流動負債 | 9,417 |
| 現金及び預金 | 1,815 | 支払手形及び買掛金 | 3,699 |
| 受取手形及び売掛金 | 4,700 | 電子記録債務 | 2,561 |
| 電子記録債権 | 1,065 | 短期借入金 | 1,668 |
| 商品及び製品 | 2,397 | リース債務 | 204 |
| 仕掛品 | 329 | 未払金 | 479 |
| 原材料及び貯蔵品 | 473 | 未払費用 | 80 |
| 前払費用 | 42 | 未払法人税等 | 116 |
| 未収入金 | 50 | 未払消費税等 | 221 |
| その他の | 62 | 前受金 | 24 |
| 貸倒引当金 | △2 | 預り金 | 24 |
| 固定資産 | 5,353 | 賞与引当金 | 246 |
| 有形固定資産 | 3,102 | その他の | 89 |
| 建物及び構築物 | 986 | 固定負債 | 3,614 |
| 機械装置及び運搬具 | 950 | 長期借入金 | 2,387 |
| 土地 | 826 | リース債務 | 408 |
| リース資産 | 261 | 退職給付に係る負債 | 691 |
| 建設仮勘定 | 6 | 役員退職慰労引当金 | 126 |
| その他の | 70 | 負債合計 | 13,032 |
| 無形固定資産 | 98 | 純資産の部 | |
| 借地権 | 26 | 株主資本 | 3,312 |
| ソフトウェア | 47 | 資本金 | 1,374 |
| リース資産 | 8 | 資本剰余金 | 1,457 |
| 電話加入権 | 15 | 利益剰余金 | 743 |
| 投資その他の資産 | 2,152 | 自己株式 | △263 |
| 投資有価証券 | 1,095 | その他の包括利益累計額 | △210 |
| 事業保険 | 82 | その他有価証券評価差額金 | △98 |
| 差入保証金 | 204 | 繰延ヘッジ損益 | 1 |
| 退職給付に係る資産 | 340 | 為替換算調整勘定 | △9 |
| 繰延税金資産 | 425 | 退職給付に係る調整累計額 | △105 |
| その他の | 4 | 非支配株主持分 | 154 |
| 貸倒引当金 | △0 | 純資産合計 | 3,256 |
| 資産合計 | 16,288 | 負債及び純資産合計 | 16,288 |

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高 | | 31,895 |
| 売上原価 | | 25,903 |
| 売上総利益 | | 5,992 |
| 販売費及び一般管理費 | | 5,514 |
| 営業利益 | | 477 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 35 | |
| 持分法による投資利益 | 32 | |
| 受取賃貸賃料 | 27 | |
| 受取保険金 | 3 | |
| その他の | 31 | 130 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 98 | |
| 為替差損 | 10 | |
| 賃貸費用 | 10 | |
| その他の | 11 | 131 |
| 経常利益 | | 476 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 61 | |
| 環境対策引当金戻入額 | 0 | 61 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 3 | |
| 投資有価証券評価損 | 5 | 8 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 529 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 120 | |
| 法人税等調整額 | 34 | 155 |
| 当期純利益 | | 374 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 23 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 351 |

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-------|-------|-------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 1,374 | 1,457 | 484 | △262 | 3,053 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △91 | | △91 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 351 | | 351 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 259 | △0 | 258 |
| 当期末残高 | 1,374 | 1,457 | 743 | △263 | 3,312 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|-------------|--------------|------------------|-------------------|---------|-------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 128 | 2 | 6 | △56 | 79 | 137 | 3,270 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △91 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | | 351 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △226 | △0 | △15 | △48 | △290 | 17 | △273 |
| 当期変動額合計 | △226 | △0 | △15 | △48 | △290 | 17 | △14 |
| 当期末残高 | △98 | 1 | △9 | △105 | △210 | 154 | 3,256 |

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| 科 目 | 額 | 科 目 | 額 |
| 流動資産 | 9,870 | 流動負債 | 8,764 |
| 現金及び預金 | 1,228 | 支払手形 | 1,202 |
| 受取手形 | 271 | 買掛金 | 2,481 |
| 売掛金 | 4,190 | 電子記録債権 | 2,561 |
| 商品及び製品 | 1,065 | 短期借入金 | 1,200 |
| 仕掛品 | 2,161 | リース債 | 204 |
| 原材料及び貯蔵品 | 326 | 未払金 | 440 |
| 前払費用 | 237 | 未払費用 | 61 |
| 未収入金 | 33 | 未払法人税等 | 80 |
| その他の金 | 337 | 未払消費税等 | 205 |
| 貸倒引当金 | 21 | 前受り金 | 24 |
| | △3 | 預り金 | 15 |
| 固定資産 | 5,159 | 賞与引当金 | 216 |
| 有形固定資産 | 2,145 | その他の | 69 |
| 建物 | 560 | 固定負債 | 3,471 |
| 構築物 | 7 | 長期借入金 | 2,308 |
| 機械及び装置 | 643 | リース債 | 408 |
| 車両運搬具 | 0 | 退職給付引当金 | 633 |
| 工具器具及び備品 | 30 | 役員退職慰労引当金 | 120 |
| 土地 | 637 | 負債合計 | 12,236 |
| リース資産 | 261 | 純 資 産 | の 部 |
| 建設仮勘定 | 5 | 株主資本 | 2,890 |
| 無形固定資産 | 70 | 資本剰余金 | 1,374 |
| ソフトウェア | 46 | 資本剰余金 | 1,450 |
| リース加入権 | 8 | 資本準備金 | 849 |
| 電話加入権 | 15 | その他資本剰余金 | 600 |
| 投資その他の資産 | 2,943 | 利益剰余金 | 328 |
| 投資有価証券 | 977 | 利益準備金 | 285 |
| 関係会社株 | 816 | その他利益剰余金 | 43 |
| 事業保証 | 82 | 固定資産圧縮積立金 | 6 |
| 差入保証金 | 201 | 別途積立金 | 251 |
| 前払年金費用 | 530 | 繰越利益剰余金 | △214 |
| 繰延税金資産 | 333 | 自己株式 | △263 |
| その他の金 | 3 | 評価・換算差額等 | △96 |
| 貸倒引当金 | △0 | その他有価証券評価差額金 | △98 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 1 |
| 資産合計 | 15,030 | 純資産合計 | 2,793 |
| | | 負債及び純資産合計 | 15,030 |

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-----|--------|
| 売上高 | | 29,634 |
| 売上原価 | | 24,307 |
| 売上総利益 | | 5,327 |
| 販売費及び一般管理費 | | 5,089 |
| 営業利益 | | 238 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 89 | |
| 受取賃貸料 | 17 | |
| 受取保険金 | 1 | |
| その他 | 19 | 127 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 79 | |
| 為替差損 | 7 | |
| 賃貸費用 | 7 | |
| その他 | 5 | 99 |
| 経常利益 | | 265 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 61 | |
| 環境対策引当金戻入額 | 0 | 61 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 0 | |
| 投資有価証券評価損 | 5 | 5 |
| 税引前当期純利益 | | 321 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 57 | |
| 法人税等調整額 | 45 | 103 |
| 当期純利益 | | 218 |

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---------------------|-------|-------|----------|---------|-------|-----------|-------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 1,374 | 849 | 600 | 1,450 | 285 | 6 | 251 | △341 | 202 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △91 | △91 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 218 | 218 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | △0 | | 0 | — |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | △0 | — | 126 | 126 |
| 当期末残高 | 1,374 | 849 | 600 | 1,450 | 285 | 6 | 251 | △214 | 328 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------|------|--------|--------------|---------|------------|-------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △262 | 2,764 | 128 | 2 | 130 | 2,895 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △91 | | | | △91 |
| 当期純利益 | | 218 | | | | 218 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | — | | | | — |
| 自己株式の取得 | △0 | △0 | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | △226 | △0 | △226 | △226 |
| 当期変動額合計 | △0 | 125 | △226 | △0 | △226 | △101 |
| 当期末残高 | △263 | 2,890 | △98 | 1 | △96 | 2,793 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

スーパーバッグ株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 島 緑 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 玉 川 聡 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スーパーバッグ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバッグ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

スーパーバッグ株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 島 緑 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 玉 川 聡 ㊤
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スーパーバッグ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月3日

スーパーバッグ株式会社 監査役会

| | | |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 毛 塚 和 男 | ㊟ |
| 社外監査役 | 村 岡 公 一 | ㊟ |
| 社外監査役 | 米 林 和 吉 | ㊟ |

以上

以上

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県所沢市若狭一丁目2602番地

当社 所沢工場 食堂

交通 西武池袋線狭山ヶ丘駅西口より徒歩13分

※当社マイクロバスによる送迎は取りやめさせていただきます。

